

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 13 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 田 邊 寛 美

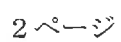
別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 2 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 9 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 2 日 午前 10 時 30 分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 9 月 24 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 13 日から当庁執行係書記官室 (1 階) に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 460, 000 1, 968, 000	一括	492, 000	29, 677	0
1	320, 000				
2	2, 140, 000				
備考					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高山市丹生川町折敷地字溝上 |
| | 地 番 | 9 2 6 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 5 8 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高山市丹生川町折敷地字溝上 9 2 6 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 9 2 6 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 1 . 0 8 平方メートル
2 階 5 4 . 1 6 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 6月12日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 田 邊 寛 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高山市丹生川町折敷地字溝上 |
| | 地 番 | 9 2 6 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 5 8 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高山市丹生川町折敷地字溝上 9 2 6 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 9 2 6 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 1 . 0 8 平方メートル
2 階 5 4 . 1 6 平方メートル |



令和6年(ケ)第188号
令和7年2月5日受理
令和7年3月3日提出

現況調査報告書

岐阜地方裁判所

執行官 恒 川 進

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 高山市丹生川町折敷地字溝上 |
| | 地 番 | 926番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 358.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高山市丹生川町折敷地字溝上926番地8 |
| | 家屋 番号 | 926番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 61.08平方メートル
2階 54.16平方メートル |

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件 1
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 法第 1 4 条第 1 項地図のとおり
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件 2
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	☐ 建物間取図(概略)のとおり、 ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 物件2建物は、平成29年頃から空き家状態です。同建物について、第三者に貸している部分はありません。 2 物件2建物は、未登記増築部分及び雨漏りする箇所はありません。 3 物件2建物は浄化槽を使用しており、オール電化住宅ですのでガスは使用していません。 4 物件2建物内で犬を飼っていました。 5 物件1土地は、境界で問題になったことはありません。 (書面回答)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



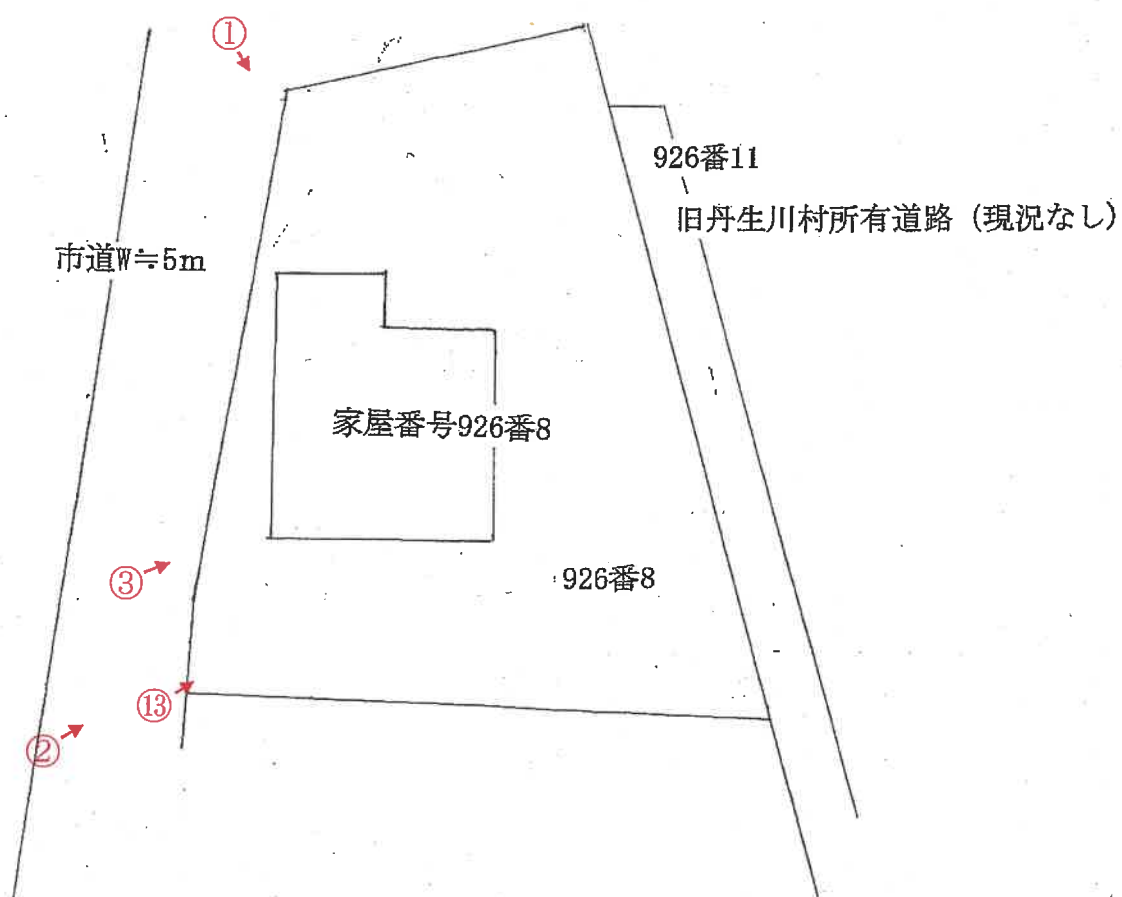
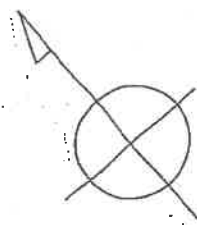
- 1 物件1, 2土地建物の状況は, 別紙土地建物位置関係図, 建物間取図及び添付写真のとおりであり, 物件1土地の概ね北西側が道路に接する土地で, 同土地に物件2建物が建てられている。
- 2 物件2建物の占有状況は, 関係人の陳述及びその他現認した状況から, 所有者が住宅(空き家)として占有しているものと認めた。なお, 第三者が占有する状況は認められない。
- 3 物件2建物の各部屋の床には虫の死骸が散乱しており, また, 同建物の外壁に木の枝が絡んでいる状況が確認できた。(写真13参照)
- 4 物件1土地の境界については, 隣地や道路との境界付近の状況は積雪のため現地調査では明らかではなかったが, 同土地に関する地積測量図が存在すること及び関係人の陳述から, 特に争いはないものと思料する。
- 5 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年2月5日(水) 15:00-15:10	岐阜地方法務局	公図等の写し, 土地建物登記事項証明書申請
7年2月17日(月) : - :	当庁執行官室	所有者から回答書到着
7年2月26日(水) 10:30-11:25	目的物件所在地	目的物件確認, 調査 室内立入調査・写真撮影 (評価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年2月26日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

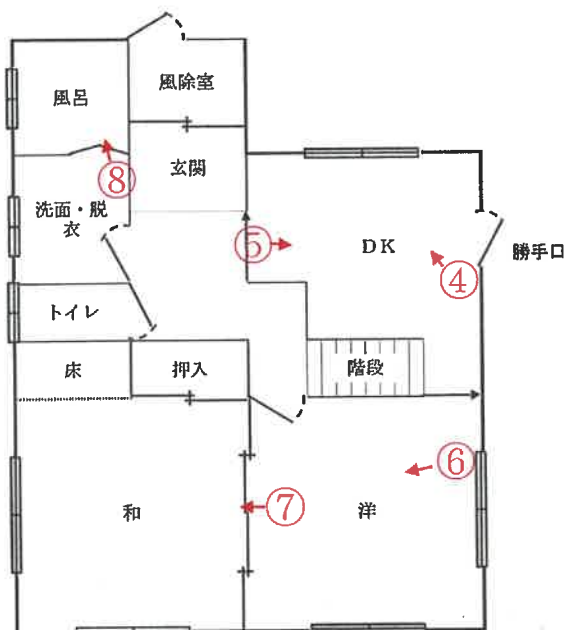
土地建物位置関係図



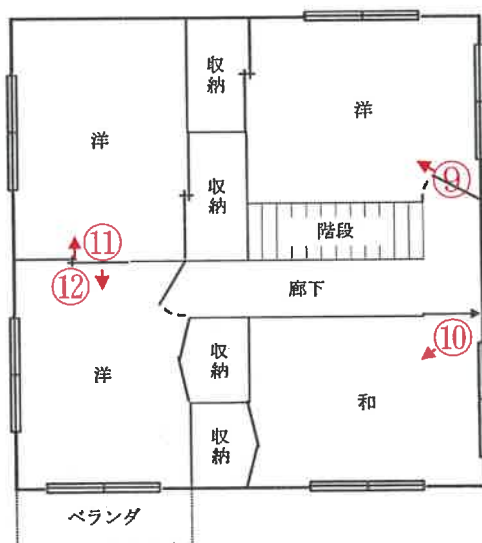
←○は写真撮影位置・方向

建物間取図(概略)

家屋番号926番8



1階



2階

←○は写真撮影位置・方向

写真 1

物件 2 建物



物件 1 土地

写真 2

物件 2 建物



物件 1 土地

写真3

物件2 建物



写真4

物件2 建物

1階室内



写真5

物件2 建物

1階室内



写真6

物件2 建物

1階室内



写真7

物件2 建物

1階室内



写真8

物件2 建物

1階室内



写真 9

物件 2 建物

2 階室内



写真 1 0

物件 2 建物

2 階室内



写真 1 1

物件 2 建物

2 階室内



写真 1 2

物件 2 建物

2 階室内



写真1 3

物件2 建物の外壁に木の枝が絡んでいる状況



令和6年（ケ）第188号

令和7年2月26日 現地調査

令和7年3月6日 評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号

第70002号

発行日付

令和7年3月7日

評 価 人

不動産鑑定士

向 川 原 毅 彦

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,460,000 円	
物 件 番 号	内 訳 価 格
物件1（土地）	金 320,000 円
物件2（建物）	金 2,140,000 円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のために土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件（土地）

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在	岐阜県高山市丹生川町折敷地 字溝上	概ね左記に同じ。
	地 番	926番8	
	地 目	宅地	
	地 積	358.00 m ²	

目的物件（建物）

番号	所在等	登 記	現 況
2	所 在	岐阜県高山市丹生川町折敷地 字溝上926番地8	概ね左記に同じ。
	家屋番号	926番8	
	種 類	居宅	
	構 造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2 階建	
	床面積	1 階	61.08m ²
		2 階	54.16m ²
		延面積	115.24m ²

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

物件 1

位置・交通	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	J R	高山本線	高山	北東方	約2.9km
	のらマイカー	——	三駒屋口	北東方	約190m
付 近 の 状 況	周囲を山林に囲まれる小規模住宅分譲地				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		都市計画区域外		
	用 途 地 域		—		
	指 定 建 ぺ い 率		—		
	指 定 容 積 率		—		
	防 火 規 制		—		
	そ の 他 の 規 制		土砂災害（特別）警戒区域		
画 地 条 件	地 積		358.00 m ²		
	間 口		約24m		
	奥 行		約13m		
	形 状		ほぼ台形状形		
接 面 道 路 の 状 況	北西：幅員約5m舗装市道（高山市丹生川町折敷地は都市計画区域外のため、建築基準法第3章の適用はない） 南東：旧丹生川村所有道路（現況なし）				
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2建物の敷地				
供 給 処 理 施 設	上水道	■あり □引込可 □なし □不明（特記事項のとおり）			
	ガス配管	□あり □引込可 ■なし □不明（特記事項のとおり）			
	下水道	□あり □引込可 ■なし □不明（特記事項のとおり）			
特 記 事 項	・埋蔵文化財について：高山市教育委員会からの聴取によれば周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないため文化財埋蔵の可能性は低いと思料される。				
	・土壌等汚染について：過去からの土地利用が特に土壌等汚染を惹起させる可能性を有するものではないことから土壌等の汚染の可能性は低いと思料される。				
	・合併処理浄化槽使用。				

第5 目的物件の位置・環境等

1 建物の概況及び利用状況

物件2

区 分		主建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建 築 年 月 日	平成11年11月15日
	経 過 年 数	約25年
	経 済 的 残 存 耐 用 年 数	約20年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板葺
	外 壁	セメント板等
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	畳等
	設 備	電気等
	そ の 他	—
床面積(現況)	現 況	115.24㎡
	増改築の有無	無し
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	6DK
建物の品等	総 合	普通
	使 用 資 材	普通
	施 工	普通
保守管理の状態		やや劣る
建物の利用状況		現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項		(※建築時点は全部事項証明書記載の建築年次である)

第6 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円) 千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ÷オ
	ア	イ	ウ	エ	
1	3,200	70.0%	358.00	1.00	802,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 高山(県)-13

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
19,500 (円/㎡)	99.5 × 100.0	100.0 × 100.0	100.0 × 600.0	≒ 3,200 (円/㎡)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差：地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差：一団の目的土地と標準画地との要因格差である。

物件番号	(規模・形状)	(間口・奥行)	(方位高低差)	(接面街路他)	相乗計
1				-30%	70.0%

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡)	延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円) 千円未満四捨五入 ア×イ×ウ÷エ
	ア	イ	ウ	
2	151,000	115.24	18.93%	3,294,000
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法現価率	採用現価率
5.00%	18.93%	47.22%	—	18.93%
経過年数	約25年	経済的残存 耐用年数	約20年	

ア 再調達原価：標準的な再建築費（単価）である。

イ 延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：定率法現価率＝残価率〔累乗〕（経過年数/経済的耐用年数）
定額法現価率＝1-（1-残価率）×（経過年数/経済的耐用年数）

2 評価額の判定

「1 基礎となる価格」により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		ア×イ÷ウ (千円未満四捨五入)
1	802,000	33%	法定地上権	265,000

イ. 土地利用権等を本件については法定地上権と判定し、その割合を33%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円)	占有 減価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額 万円未満四捨五入 (円)
	ア (1①オ、 1②エ)	イ (2①ウ)	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ
1	802,000	-265,000	100%	100%	60%	320,000
2	3,294,000	+265,000	100%	100%	60%	2,140,000
一括価格 (合計)						2,460,000

ウ. 本件については、占有減価はなし。

エ. 本件においては、市場性修正なし。

オ. 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

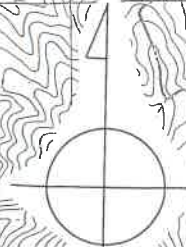
地価調査	高山(県)-13
(所 在)	岐阜県高山市丹生川町町方字林ノ下2000番35
(価 格)	19,500 円/㎡
(位 置)	J R 高山本線高山駅 6.5km
(価格時点)	令和7年7月1日
(地 積)	244 ㎡
(供給処理)	水道、下水
(接面街路)	北西5m市道
(用途指定等)	非線引都市計画区域 (60%/200%)
(地域の概要)	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 各階平面図 建物図面
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図(概略)
- 6 写真

以 上

位置図(1/15,000)



目的物件

折敷地

簡易郵便局

折敷地
青島施設

旧丹生川村役場「岐阜県大野郡丹生川村」

26-2
55K



これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(岐阜地方法務局高山支局管轄)
令和7年2月5日 岐阜地方法務局

令和7年2月5日

岐阜地方法務局

珍品如

建 筑 物 平 面 图

926-18

大野郡母生村大字折敷地字清上926番地8

高山市丹生川町

各階平面圖

58388

五



夜
讀
史

1.880	x	3.680	=	6.918400
7.360	x	7.360	=	54.169600

合計	61.088000
床面積	61.08 m ²

2. 强



表 續

$$7,360 \times 7,360 = 54,169,600$$

床面積: 54.16 m²

作者 王士

十七家園躍在

平成11年11月18日(作製)

1/250

人

縮尺

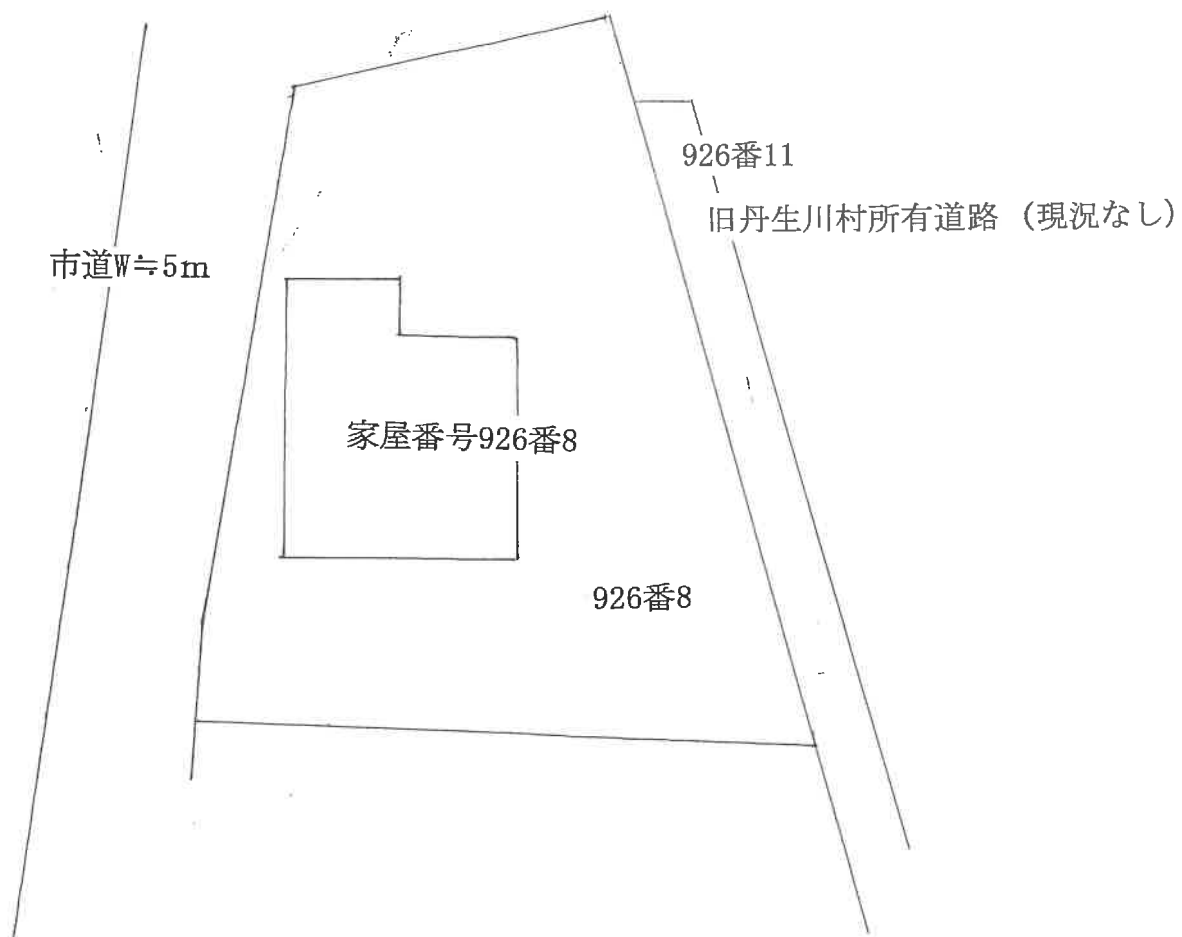
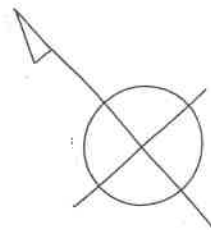
1/500

(岐阜県土地家屋調査士会)

A3をA4に縮小コピー

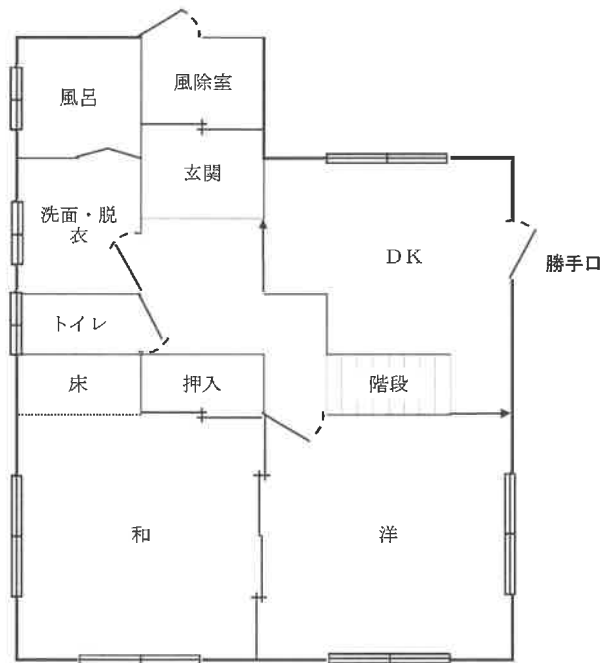
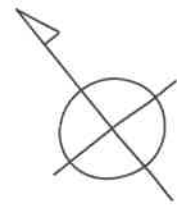
請求番号: 4-3

土地建物位置関係図

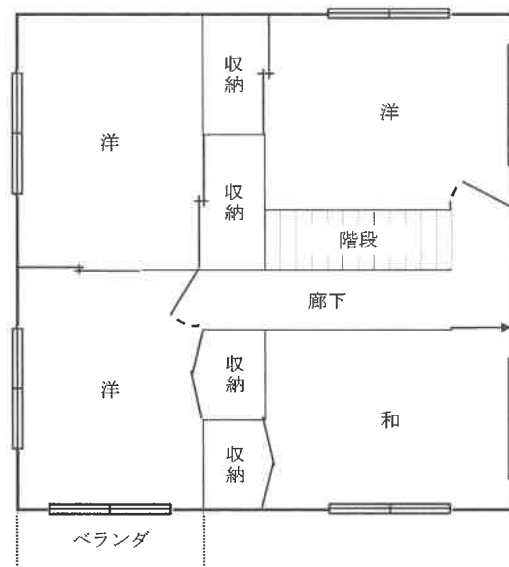


建物間取図(概略)

家屋番号926番8



1階



2階

(事件番号) 令和 6 年 (ケ) 第 188 号

(撮影日付) 令和 7 年 2 月 26 日

・ 目的物件の北方から撮影



・ 目的物件の南西方から撮影

